

厚岸町規則第19号

厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則の一部を改正する規則

厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「若しくは」を「し、又は」に改める。

第4条第1項中「工事を行う者」を「工事を行うもの」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 供用開始の日から、1年以内に排水設備改造工事を完成させること。ただし、供用開始の日から3年以内に水洗化改造工事と同時に排水設備改造工事を行う場合は、この限りでない。

(3) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実とみられるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

カ 保育料

キ 町営住宅家賃

ク 水道料金及び下水道使用料

ケ 公共下水道受益者負担金

第5条を次のように改める。

第5条 補助金の額は、住宅1戸につき供用開始の日から工事を行うまでの期間と改造工事の内容に応じて次の表に定める額とする。

供用開始の日から 工事を行うまでの 期間	排水設備	便所1基	便所2基 以上	排水設備 と便所1 基	排水設備 と便所2 基以上
1年以内	14,000円	62,000円	124,000円	76,000円	138,000円
1年を超え2年以内	0円	50,000円	100,000円	64,000円	114,000円
2年を超え3年以内	0円	37,000円	74,000円	51,000円	88,000円

備考 便所1基とは、大便器1個と小便器1個又は大小兼用便器1個をいう。

第6条を次のように改める。

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗化等改造工事補助金交付申請書（別記様式第1号）に厚岸町水洗化等改造工事補助金交付申請に係る同意書（別記様式第1の2）を添えて、町長に提出しなければならない。

第7条中「前項の規定により」を「前条の規定による」に、「別記第2号様式」を「別記様式第2号」に、「別記第3号様式」を「別記様式第3号」に改める。

第8条中「別記第4号様式」を「別記様式第4号」に、「別記第5号様式」を「別記様式第5号」に改める。

第9条中「別記第6号様式」を「別記様式第6号」に改める。

第10条第2項中「別記第7号様式」を「別記様式第7号」に改める。

第1号様式を次のように改める。

別記様式第1号（第6条関係）

水洗化等改造工事補助金交付申請書

厚岸町長 様		年 月 日	
下水道施設係	業務係	水洗化等の改造工事補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。 住所 申請者 氏名 印 電話	
排水設備等設置場所		厚岸町	
補助金申請額		口座振替銀行名	口座番号
円		銀行 支店	当座 普通
住宅の種類		1 自家 2 共同住宅 3 貸家 4 借家 5 ()	
工事の種類	水洗化	1 大便器 (基) 2 小便器 (基)	
	排水設備	1 有 2 無	
設備工事	予定施工期間	年 月 日着手～ 年 月 日完成	
	指定工事店		
受益者負担金納入者		住所	氏名 印
		年 月 日供用開始 ()	

別記様式第1号の次に次の1様式を加える

別記様式第1号の2（第6条関係）

厚岸町水洗化等改造工事補助金交付申請に係る同意書

私は、厚岸町水洗化等改造工事補助金の交付対象条件の確認にあたり、次の事項に関する調査を厚岸町が行うことに同意します。

記

- ・申請者の町税等、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、
ごみ処理手数料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担
金の滞納に関する事項
- ・その他町長が必要と認める事項

年 月 日

厚岸町長 様

住所
申請者
氏名

印

第2号様式を別記様式第2号に改める。

第3号様式を別記様式第3号に改める。

第4号様式を別記様式第4号に改める。

第5号様式を別記様式第5号に改める。

第6号様式を別記様式第6号に改める。

第7号様式を別記様式第7号に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則の改正前の様式による申請書等は、この規則による改正後の様式による申請書等とみなす。